

EU の遺伝子組換え食品の 表示制度と TBT/SPS 協定

ふじ おか のり お
藤 岡 典 夫

1. はじめに
2. 主要国における遺伝子組換え食品の表示
制度の状況
 - (1) EU
 - (2) 米国, カナダ
 - (3) ニュージーランド, オーストラリア
3. WTO 委員会での論議
 - (1) TBT 委員会での論議
 - 1) 米国の主張
 - 2) EU の主張
 - 3) 双方の主張の対立点
 - (2) SPS 委員会での論議
4. その他の場での論議
 - (1) 米国の主張
 - (2) EU の主張
 - (3) コーデックス委員会の状況
5. EU の遺伝子組換え食品の表示制度と
TBT/SPS協定との関係についての考察
 - (1) TBT 協定か SPS 協定か
 - (2) TBT 協定上の整合性に関する論点
6. おわりに

1. はじめに

1999 年末から開始される次期 WTO 交渉の争点の一つとなると見込まれるのが、食品の規格、表示、安全性等消費者との関わりの領域での問題である。このうち、遺伝子組換え食品の表示を巡る国際問題を取り上げる。

遺伝子組換え食品については、特に EU が 1997 年からの一連の規則により表示義務を課してから、米国等輸出国が貿易上障害ありとして批判を強め、一方 EU は必要な措置だと反論している。

この問題はいずれ、WTO 協定に照らしてどうなのかという論争に発展すると思われる、それがどのような内容になるのかある程度の見通しをつけることが本稿の目的である。特に、WTO 協定のうち関係の深い TBT 協定 (Agreement on Technical Barriers to Trade, 貿易の技術的障害に関する協定) および SPS 協定 (Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures, 衛生植物検疫の適用に関する協定)⁽¹⁾ との関

連を整理することに主眼を置いている。

全体の構成は次のとおりである。

2 で各国における制度の現状を概観し、3 および 4 で主として EU の遺伝子組換え食品の表示制度を巡る各国間の論議を整理する。次に 5 で、TBT 協定および SPS 協定との関係について検討し、論点整理を行う。

注(1) WTO 協定 (世界貿易機関を設立するマラケシュ協定) は、前文、本文、末文、附属書の一覧表および四つの附属書 (1 ~ 4) から成る。附属書 1 のうち附属書 1 A (物品の貿易に関する多角的協定) に、農業に関する協定等と並んで、TBT 協定、SPS 協定が含まれる。

2. 主要国における遺伝子組換え食品の 表示制度の状況

海外主要国の制度の状況については、農林水産省の食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会の委員による調査報告書⁽¹⁾に詳しく紹介されており、また、「食品表示問題懇談会報

告書案たたき台」⁽²⁾に分かりやすく整理されている。これらの資料を基に最近の状況変化を織り込んで要約すると次のとおりである。

(1) EU

① 1997年5月に、新規食品規則 (Regulation (EC) No. 258/97)⁽³⁾が施行され、①組成、栄養素、用途等に関して従来のものと「同等」でないもの、②従来のものよりアレルギーを誘発しやすい等で特定の人々の健康にとって影響があるもの、③動物遺伝子が用いられる等によって倫理的問題が生じるもの、④野菜や果物等生きた遺伝子細胞を含む食品、は表示が必要と定められた。

⑤新規食品規則の施行前に許可されていた遺伝子組換え大豆やトウモロコシから製造された食品については、同規則は適用されないため、この部分について表示義務を課すとともに、表示義務の有無を判断するための「同等性」の判断基準を盛り込んだ規則 (Council Regulation (EC) No. 1139/98)⁽⁴⁾が1998年5月の閣僚理事会で決定された。

この規則は、DNA又は新しいタンパク質の存在を基準として「同等性」を判断するものである。従って、組み換えられたDNAおよびそれによって生じた新しいタンパク質が加工工程で壊れたり除去された場合は表示義務がない。(このため、検査が不要な食品リスト(ネガティブリスト)を現在準備中である。)

ただ、この規則は1998年9月から施行されたものの、未だにネガティブリストが明らかになっていない等、問題が残っている。

(2) 米国、カナダ

米国では、遺伝子組換え食品の表示についての特別な法律はなく、食品表示を取り扱う食品医薬品化粧品法が適用される。その結果、遺伝子組換え食品が既存のものと実質的に同等である場合には、表示義務はない。(同法では、商品の表示は偽りがあつたり、誤解を招

くようなものであつてはならないとされている。これにより、栄養成分に大きな変化がある場合、アレルゲンが存在する場合、特別な取扱いが必要な場合等商品を使用する際に重要な事項がある場合には、その内容を表示しなければならないこととなる。)

単に遺伝子組換え技術を使っているということのみでは、表示義務はない。

カナダでもほぼ同様の考え方がとられている。

(3) ニュージーランド、オーストラリア

1998年2月、オーストラリア・ニュージーランド食料機関 (ANZFA) は、基本的に従来の食品と組成や栄養価等が同等なものについては表示の義務付けはしないとの方向を打ち出した。

ところが、1998年12月17日、オーストラリア・ニュージーランド食品基準会議 (ANZ-FSC; オーストラリア連邦政府、州政府、ニュージーランドの保健担当大臣で構成) は、従来の食品と実質的に同等な遺伝子組換え食品についても表示を義務付けるための食品規格規則の改正を ANZFA に要請した⁽⁵⁾。

注(1) 農林水産省食品流通局品質課『アメリカにおける遺伝子組換え食品の表示制度等の現状に関する調査報告書』(平成9年)、同『EUにおける遺伝子組換え食品の表示制度等の現状に関する調査報告書』(平成10年)。

(2) 『遺伝子組換え食品の表示のあり方について(案)(食品表示問題懇談会報告書案たたき台)』(平成10年)。

(3) Regulation (EC) No 258/97 of the European Parliament and of the Council of 27 January 1997 concerning novel foods and novel food ingredients.

(4) Council Regulation (EC) No 1139/98 of 26 May 1998 concerning the compulsory indication of the labelling of certain foodstuffs produced from genetical-

ly modified organisms of particulars other than those provided for in Directive 79/112/EEC.

- (5) ANZFA, "HEALTH MINISTERS DECIDE KEY FOOD ISSUES", 17 December 1998. なお、表示義務の対象については ANZFA において今後検討することとされた。

3. WTO 委員会での論議

上記の EU の表示制度に関して、WTO 協定との関連でこれまでどのような議論がなされているであろうか。WTO 協定のうち表示制度に係るものは主に TBT 協定と SPS 協定であり(内容は後述)、これらについて協議する機関として TBT 委員会と SPS 委員会⁽¹⁾があることから、まず、これらの委員会における論議を整理する。

(1) TBT 委員会での論議

TBT 委員会では、EU が 1998 年 5 月に採択した遺伝子組換え大豆とトウモロコシの強制表示に関する理事会規則 ((EC) No. 1139/98) について論議がなされている。

1) 米国の主張

米国の主張については、1998 年 7 月 1 日の TBT 委員会の議事録案⁽²⁾ および 1998 年 9 月 15 日の TBT 委員会に米国が提出した文書⁽³⁾に明らかであり、その論旨を整理すると次のとおりである。

① EU 規則は、主張されている正当な目的を達成することはない。

④単に遺伝子組換えによる DNA 又はタンパク質が存在するということをもって、従来の食品と同等でないということを証明する根拠はない。なぜなら、それだけでは食品の組成、栄養価・栄養効果、使用方法に関して従

来のものと違いはなく、また、従来からある他の技術によっても DNA やタンパク質の変化が生じるにもかかわらず、これには EU 自身も表示を求めていることについて説明がないからである。

⑤食品の表示はその属性や特質に基づいて行われるものであり、属性や特質が従来のものと本質的に違いがないものは表示を要求されない。米国では、成分、貯蔵、調製、使用又は安全性の点で重要な変化を表す必要がある場合に表示を要求している。

⑥消費者に遺伝子組換え食品に関する情報を提供すること自体は賛成だが、表示という方法は、消費者に混乱を生み、コストの負担をかけることになる。

②実施上の問題と遵守上の実際的限界

④規則は採択されたものの、組み換え DNA やタンパク質が存在するかを決定するための検出方法および検出限界値(含有量がその値より下であれば表示義務が発生しない)が明らかでなく、検査が不要なネガティブリストも未だ作成されていない。

⑤このことは、事実上、GMO(遺伝子組換え体)と非 GMO とを貯蔵、輸送、流通において区分させるという非現実的な、非常に負担の重い要求につながる。この規則は、差別なく実行することを保証する手順を確立していない。

⑥また、現在開発されている DNA 等の検出方法は、研究目的のもので、時間がかかり、コストが高い。

以上①②から、EU の規則は、米国の輸出に問題を起こし、協定の下で重大な疑問を惹起する、というのが米国の主張である。

なお、カナダ、ブラジル等が米国に賛同している。

2) EU の主張

EU は、1998 年 7 月 1 日の TBT 委員会において、次のように主張している⁽⁴⁾。

- ①消費者表示は、安全性の問題に基づくのみならず、他の正当な目的にも基づきうる。
- ②EU 規則の「同等性」の概念は、「実質的同等性」の概念とは異なる。「実質的同等性」は、OECD によって安全性の評価の手段として開発された概念で、EU の表示目的のための「同等性」の概念は、新規食品と従来の食品との「証明できる相違」の認識に基づいている。
- ③遺伝子組換えによる DNA やタンパク質の存在は自然の変異を超えており、証明できる相違、客観的な相違である。

3) 双方の主張の対立点

以上の米国と EU との主張の対立点を整理すると、第 1 表のようになる。

(2) SPS 委員会での論議

SPS 委員会の現在までに公表されている議事概要を見る限りでは、遺伝子組換え食品の表示問題については、あまり議論されていない。

ただ、1998 年 6 月 10～11 日の会合で、生物多様性条約の締約国会議において行われているバイオセーフティ議定書をめぐる議論に係して若干の議論が行われている。そこでは、米国等輸出国が、同議定書と WTO/SPS 協定との関係について、特に前者が後者に優先して適用されるとの主張があることについて懸念を表明している⁽⁵⁾。

注(1) TBT 協定第 13 条に基づき貿易の技術的障害に関する委員会 (TBT 委員会) が、また、SPS 協定第 12 条に基づき衛生植物検疫措置に関する委員会 (SPS 委員会) が設置されており、各協定の実施又は目的達成に関する事項について協議することと

第 1 表 米国と EU の主張の対立点

	米国の主張	EU の主張
表示についての考え方 遺伝子組換え食品 の表示の基準	単なる組換え DNA・タンパク質の存在をもって従来の食品と「同等でない」とする根拠はない。 (それだけでは組成、栄養価・栄養効果、使用方法において従来の食品と違いはない。他の技術でも DNA 等の変更は起こる。)	組換え DNA・タンパク質が存在すれば、客観的な相違があるといえる。
表示の目的	- 表示は、食品の属性・特質に重要な変化がある場合にのみ行われるべき。 - 過度な表示はかえって消費者に混乱と負担増を引き起こす。	消費者表示は、安全性だけでなく、他の正当な目的にも基づきうる。表示における「同等性」の概念と安全性評価のための「実質的同等性」の概念は異なる。
表示制度実施上の問題	規則実施上の多くの問題があり、貿易に混乱と障害を生んでいる。 - DNA 等の検出方法、検出限界値、ネガティブリストが未だ明らかでない。 - GMO と非 GMO との区分流通・管理という非常に負担を強いる。 - 現在ある検査方法では、時間とコストがかかる	DNA 等の検出方法、検出限界値、ネガティブリストを開発・準備中。

されている。委員会の議事概要は、インターネットにより入手できる(ただし数ヵ月以上経過して後)。

(2) WTO, Draft Minutes of the Meeting Held on 1 July 1998, G/TBT/W/77, 31 July 1998.

(3) Submission by the United States, European Council Regulation No. 1139/98 Compulsory Indication of the Labeling of Certain Foodstuffs Produced from Genetically Modified Organisms, G/TBT/W/94, 16 October 1998.

(4) 前掲注(2)。

(5) WTO, Summary of the Meeting Held on 10-11 June 1998, G/SPS/R/11, 17 August 1998.

なお、本稿執筆中の1999年7月現在、SPS委員会の会合のサマリーで公表されているのは、1998年6月10～11日の会合分まで。

4. その他の場での論議

次に、WTOの委員会以外の場における米欧の主張を、政府高官のステートメント等公表資料⁽¹⁾を基に整理する(ただし、これらは必ずしも表示制度についてのみ述べているとは限らない)。

(1) 米国の主張

1) クリントン米大統領は、1998年5月、ジュネーブでのWTO第2回閣僚会議での演説で、次期WTO交渉における「バイオテクノロジーの十分な成果を促す、科学に基づくルールの確立」の必要性を述べた⁽²⁾。

2) 米国農務省のFAS (Foreign Agricultural Service) が提供している文書の中で、次期WTO交渉のキーイシューの一つとして「保護主義者の意図を偽装したり、公衆衛生についての不合理な関心を仲立ちしたりすることがないように、SPS措置に関するルールがより明確に定義されるべき」であり、また

「他国が、バイオテクノロジーと食品安全のための措置を科学的基礎に基づいて執ることを確保したい。そして、現在のルールを水で薄めるようないかなる努力にも反対する」とある⁽³⁾。

3) USTRのシーア農業担当大使は、1998年2月の下院貿易小委員会にて、次期WTO交渉に関して

①米国は、遺伝子組換え食品の分野で改正ルールを交渉するつもりである。

②欧州は、科学的に正当な原則に基づかないで遺伝子組換え食品の輸入、栽培および表示に関する政策を採用するおそれがある。

と、述べている⁽⁴⁾。

USTRのバーシェフスキー代表も、1998年5月の上院農業委員会で、バイオテクノロジーを次期交渉のキーエリアの一つとして取り上げ、同旨の証言を行っている⁽⁵⁾。

4) ロミンガー農務次官は、1997年12月のバイオテクノロジーに関する演説で、

①米国は、バイオテク製品に関するEUの承認手続きの慢性的不確実性に不満を持っており、また、強制表示に反対である。

②バイオテク食品に関する特別な表示は、消費者をミスリードする。表示は、消費者に健康と安全についての情報を提供するためにある。EUは、健康と安全のためにではなく、消費者の知る権利を守るためだと主張している。

③米国は、偽の科学的な障害を偽装した保護主義と闘う。国際交渉において科学に基づく衛生植物検疫貿易規則のために押し進む。バイオテクノロジーを次期WTO農業交渉の議題のトップにしたい。

と述べている⁽⁶⁾。

5) 米国の農業団体 American Farm Bureau Federation (AFBF) は、1998年4月、上院財政委員会におけるAFBF会長の証言の中で、次期WTO交渉で解決すべき問題として、

① WTO システムにおけるバイオテクノロジーと遺伝子組換え体の状況の改善。

② SPS 協定を維持し、正しい科学に基づかない社会的な又は消費者の関心を許容しないこと。

を列挙している⁽⁷⁾。

6) 米国の食品加工業界の意見を代表する National Food Processors Association (NFPA) は、1998 年 1 月、SPS 協定の 3 年毎のレビューに関するパブリックコメントの要請に対する USTR への回答の中で、次のように述べている⁽⁸⁾。

① SPS 協定は、衛生植物検疫措置が人と動植物の生命・健康を保護するのに必要な限度においてのみ適用され、科学的原則に基づいており、恣意的に差別しないということを求めている。これは、公正な貿易の確保のために極めて重要である。

② 遺伝子組換え食品に特別な表示を要求する EU の提案は、健康、安全、あるいは組成上の違いに関し正しい科学に基づいておらず、SPS 障害に相当する。

③ 米国は、SPS 協定における科学に基づく基準が緩められてはいけないということを断言しなければならない。それは、加盟各国の解釈に任されたり、主観的な消費者問題によって疊ることがあってはいけない。

④ SPS 協定の附属書 B(衛生植物検疫上の規制の透明性の確保)は、加盟国に対し、「規制の実施に先立ち、修正および意見の考慮が可能な早い段階での」「速やかな」規制の公表を要求している。この重要な条項に次の重大な改善の余地がある。

④ 「速やかに公表される」「緊急事態」「国際的な基準と実質的に相違する」といった協定上の用語は、加盟各国の責任が明らかになるように明確に定義されるべきである。

⑤ WTO 通報後のコメント期間は不十分であり、SPS の透明性条項の精神に合う

よう定義されるべきである。

⑥ EU は、遺伝子組換え食品の表示規則案を 1997 年 12 月 3 日に提案し、1998 年 2 月 1 日実施に向け 1 月 21 日までにコメントを要求したが、国際貿易では製品は 3～4 週間輸送途上にあり、輸出業者がこれに従い表示し直すことは不可能である。SPS 委員会は、貿易の混乱を避けるため、実施の期間についてのガイダンスを提供すべきである。

(2) EU の主張

1) 欧州委員会ブリタン副委員長は、1999 年 1 月、「次期 WTO 農業交渉、欧州の見解」と題する演説の中で、次のように述べている⁽⁹⁾。

① 従来の交渉テーマには含まれないが、今後重要な影響を及ぼす新しい問題、即ち、健康と安全性の基準、動物愛護、バイオテクノロジー、表示および消費者情報並びに貿易と環境の関係のような問題がある。WTO はこれらの問題を取り上げるだろう。

② 消費者の健康と安全について、衛生植物検疫措置に関する現行 WTO ルールは、加盟国に対し、科学に基づいたものにすべきことを要求しており、それゆえ、科学に基づく健康や安全の関心と、他の消費者の関心あるいは倫理的考慮とを区別することを要求している。この二つを区別することは、特に BSE(狂牛病)危機の結果として易しくない。科学に基づく区別は、非科学的関心が簡単に無視されることを意味しない。これらの関心に対しては、個々の消費者に選択を与え、また、製品の背景についての情報を表示や他の情報手段を通じて提供することが可能である。例えば、バイオテクノロジーから生まれた製品の広範な表示について WTO がカバーするよう、これらの問題についての現行 WTO ルールを明確にする必要があるかもしれない。

③ 消費者は、彼らが何を食べているのかを知

る権利があり、それを食べ続けたいかどうかを決定する権利がある。

2) 欧州委員会のフィシュラー農業委員は、1999年1月のフォーラムで、次のように述べている⁽¹⁰⁾。

次期 WTO 交渉で、EU は、国際的なレベルで食品の安全性および食品の品質基準における改善に向かって押し進むべきである。同様に、動物愛護、品質保証および原産地証明において、また、例えば遺伝子組換え食品についての表示および消費者への情報提供において、改善がなされるべきである。

(3) コーデックス委員会の状況

コーデックス委員会 (FAO/WHO 合同食品規格委員会) においては、遺伝子組換え食品の表示に関する検討が開始されている。コーデックス規格そのものは強制力を持たない。しかし、SPS 協定第3条第1項に「加盟国は、衛生植物検疫措置を……国際的な基準、指針又は勧告がある場合には、自国の衛生検疫措置を国際的な基準、指針又は勧告に基づいてとる。」とあり (同協定附属書 A の3において、食品の安全に係る「国際的な基準、指針又は勧告」としてコーデックス規格を明記)、また、TBT 協定第2条第4項に「加盟国は、……関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが見込めるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる。」とあることから、極めて重要な意義を持つ。

遺伝子組換え食品の表示については、未だ各国の意見の隔たりが大きく、1999年4月にカナダのオタワで開かれた第27回食品表示部会においても、ステップ3にとどめおくこととされた⁽¹¹⁾。

注(1) 本章の記述は、すべてインターネットにより入手した資料を基にしている。

(2) United States, Statement by H. E.

Mr. William Clinton, President.

(3) USDA, Foreign Agriculture Service, "What's at Stake in Future WTO Negotiations?", September 1998.

(4) Testimony of Ambassador Peter L. Scher Special Trade Negotiator for Agriculture before the Subcommittee on Trade, House Committee on Ways and Means, February 12, 1998.

(5) Testimony of Ambassador Charlene Barshefsky U. S. Trade Representative Senate Committee on Agriculture, Nutrition and Forestry, May 7, 1998.

(6) Deputy Secretary of Agriculture Richard Rominger, "Role of the USDA in Positioning U. S. Agriculture for Exporting Transgenetic Products", December 10, 1997.

(7) American Farm Bureau, "Farm Bureau Identifies U.S. Agricultural Trade Problems", April 21, 1998.

(8) NFPA Comments on the Revisions to the Agreement on Sanitary and Phytosanitary Measures (SPS Agreement), January 8, 1998.

(9) Rt. Hon. Sir Leon Brittan QC, Vice-president of the European Commission, "The next WTO Negotiations on Agriculture, a European View", 5 January 1999.

(10) Dr. Franz Fisler, Member of the European Commission responsible for agriculture and rural development, "The WTO and Agriculture in East and West", 23 January 1999.

(11) ステップは1～8まであり、ステップ8で国際食品規格として採択される。ステップ3は提案規格案をコメント要請のため各国政府等に送付される段階。

5. EU の遺伝子組換え食品の表示制度と TBT/SPS 協定との関係についての考察

以上、主として EU の遺伝子組換え食品の表示制度を巡る論争の現状を見てきたが、こ

れが WTO 協定との関係ではどうなのかという問題については直接的・具体的な議論が行われるには至っていない。今後、その論争に発展していくと思われるが、その場合どのような議論になるのか、論点は何かということについて、以下で考察する。

(1) TBT 協定か SPS 協定か

1) WTO 協定のうち表示制度に関係するものとしては、TBT 協定と SPS 協定があり、まずこれらの適用関係が問題となる。

TBT 協定は、産品の特性を定める規格(包装又はラベル等による表示に関する要件を含む。)およびその認証手続きが国際貿易に対する不必要な障害をもたさないよう規律するため東京ラウンドにおいて制定されたもので、ウルグアイラウンドの結果、更に規律が強化されている。その内容としては、①強制規格等の無差別原則、②関連する国際規格がある場合は、原則としてこれを基礎とすること、③規格制定時の通報、情報提供等の手続きを定めている。

一方、SPS 協定は、ガット第 20 条(b)において「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」を加盟国がとることが認められていることを受けて、この適用のための具体的ルールとしてウルグアイラウンドの結果制定されたものである。その内容としては、食品衛生、動植物検疫および飼料安全の 3 分野を対象に、①これらの措置が不当な差別とならず、また、国際貿易に対する偽装した貿易制限とならないよう科学的な原則に基づくべきこと、②国際的な基準がある場合は、原則としてこれに基づくこと、③措置の通報、情報提供等の手続きを規定している。

2) TBT 協定の適用対象は、強制規格および任意規格(これらの規格には、表示に関する要件を含む。)並びにこれらの適合性評価手続きである(同協定附属書 1 参照)。一方、SPS 協定の適用対象は、衛生植物検疫措置である

が、これには食品安全に直接関係する表示に関する要件を含む(同協定附属書 A の 1 参照)。

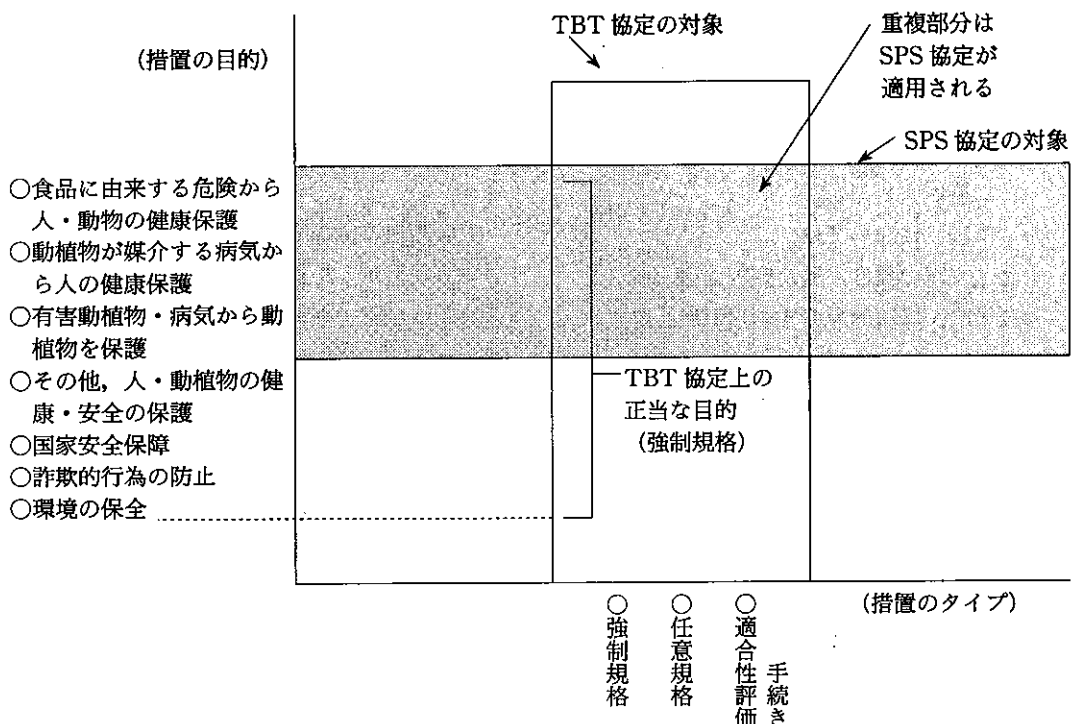
従って、「衛生植物検疫措置」たる「強制規格および任意規格並びにこれらの適合性評価手続き」については、概念上両協定が重複して適用されることになる。この重複部分を整理するため、TBT 協定第 1 条 5 において、衛生植物検疫措置は TBT 協定の対象範囲外とし、SPS 協定が適用されることとしている。この関係を図示すると第 1 図のようになる⁽¹⁾。

3) 以上のことから、どちらの協定で規律されるのかは、当該制度が SPS 協定附属書 A の「衛生植物検疫措置」に該当するかどうかで決まる。食品の表示に関して言えば、食品の安全性に直接関係したものであれば SPS 協定の対象であり、そうでないものであれば TBT 協定の対象である。

4) それでは、EU の遺伝子組換え食品の表示制度の趣旨・目的は何か。

規則 (EC) No. 1139/98 の採択の趣旨を記したその前文をみると、その第 2 パラグラフに「遺伝子組換え大豆又はトウモロコシが遺伝子組換え技術で得られたということを表示する安全上の根拠はなかった」とあり、同じく第 9 パラグラフに「ある食品又は食品成分をして従来の食品又は食品成分ともはや同等ではないものにするような、食品の組成、栄養価・栄養効果、使用方法といった特徴や特性について、消費者が知らされるということを確保することが必要である。」とある。また、上記 4 の(2)に紹介したように、公表されている欧州委員会高官のステートメントの内容からも、科学的な安全性の問題ではなく、一般的な消費者の関心を理由としていると考えられる。

さらに、3 の(1)の 2)で見たように、TBT 委員会での EU の主張には、「表示は、安全性の問題に基づくのみならず、他の正当な目的



第1図 SPS協定とTBT協定の適用関係

にも基づきうる」とある。

従って、当該表示制度は、食品の安全性に直接関係するものではないとみられることから、TBT協定の範疇の問題と考えられる。

(2) TBT協定上の整合性に関する論点

1) しからば、TBT協定との関係で何が論点となるであろうか。

TBT協定第2条第2項は、次のように規定している。

「加盟国は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように強制規格が立案され、制定され又は適用されないことを確保する。このため、強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で、正当な目的達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない。正当な目的とは、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止および人の健康若し

くは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全をいう。……」

2) つまり、強制規格がTBT協定上認められるためには、少なくともその第2条第2項との関係では、

①当該表示制度の目的は、「正当な目的」といえるのか。

②「正当な目的」に該当するとしても、その目的を達成する手段として「必要以上に貿易制限的でない」か。

の2つの要件を満たす必要がある。

これらを検討する上での主なポイントとしては、

①の「目的」については、

④規定に明記されている「国家の安全保障上の必要」等の目的は、「特に」であるから、これらに限定される趣旨ではないと考えられるが、例えば「消費者の選択権（又は消費者の知る権利）の確保」といっ

た概念はこれらに匹敵する正当性を持つ
か。

⑩当該表示制度が、本当に消費者にとって
意味のあるものになるのか、消費者のた
めに機能するのか。

②の「手段」については、

①当該規定の要件、義務内容等の明確性。

②技術的、経済的な面での当該制度の実行
可能性。

③より貿易制限的でない代替措置の可能性
等があげられよう。

3)ここで、3の(1)の3)の第1表で整理し
た TBT 委員会での米・欧の主張の対立点を
振り返ってみると、それらは、以上の TBT 協
定上の整合性に関する論点とほぼ対応してい
ることが指摘できる。

つまり、第1表の上段の「表示についての
考え方」の対立は、そもそも食品表示は何の
ためにするのか、また、当該制度が消費者の
ためになるのかどうか、という点の対立であ
り、これは、上記①の「正当な目的」の議論
につながる。

また、同表下段の「制度実施上の問題」の
うち、

①「検出限界値やネガティブリストが不明
なこと」の問題は、規定の要件、義務内
容の明確性の問題であり、

②「DNA等の検出方法が不明なこと、お
よび検査や区分管理のコストがかかるこ
と」の問題は、技術的・経済的な面での
制度の実行可能性の問題であり、いずれ
も上記②の「手段が必要以上に貿易制限
的でないか」の議論につながる。

これらのことから、早晚起きてくるであろ
う TBT 協定上の整合性に係る法律的論争
は、これまでの TBT 委員会での論議を基に、
上記①②を争点として行われると予想され
る。

4) もう一つ米国等が問題にする可能性が
あるのは、同協定第2条第1項の

「加盟国は、強制規格に関し、いずれの加
盟国の領域から輸入される製品についても、
同種の国内原産の……製品に与えられる待遇
よりも不利でない待遇を与えることを確保す
る。」

との条項との関係である。これは、いわゆる
「内外無差別」を規定したもので、ガット第
3条第4項に一般的規定がある。即ち、EUの
制度によって米国産等の輸入品に検査や区分
など数々の制限が課されるのは「同種の製品」
に対する差別であるとする論である。これに
対しては、GMOは非GMOと「同種の製品」
ではないし、また輸入品だけを特別扱いして
いるわけではない、とのEUからの反論が予
想される。

注(1) 両協定の適用範囲については、WTO事
務局作成 Understanding the WTO
Agreement on Sanitary and Phyto-
sanitary (SPS) measures の"Questions
and answers"の中で次のような趣旨が記
述されている(インターネットにより
WTOのホームページから入手可能)。

「SPS協定は、①食品に由来する危険か
ら人・動物の健康を、②動植物が媒介する
病気から人の健康を、③有害動植物・病気
から動植物を、それぞれ保護することを目
的とするすべての措置をカバーし、一方
TBT協定は、SPS協定で定義される衛生
植物検疫措置を除くすべての強制規格、任
意規格および適合性評価手続きをカバー
する。TBT協定の範囲かどうかは措置の
タイプで決まり、SPS協定に従うかどう
かは措置の目的で決まる。」

この解釈を基にあえて両協定の適用関
係を図示したものが第1図である。

6. おわりに

(1) 以上をごく簡潔に要約すると次のと
おりである。

① EUの遺伝子組換え食品の表示制度の問題

は、その目的が食品の安全性に直接関係しないことから、SPS 協定ではなく、TBT 協定の範疇の問題である。

②本問題に関する WTO の TBT 委員会における議論は、表面上は未だ TBT 協定との関係ではなされていないように見える。しかし、その対立点を整理してみると、表示の目的、制度実施上の問題、となっており、その内容は、同協定に規定する強制規格の要件に対応していることが指摘できる。

③ TBT 協定上の争点は、「正当な目的」か、手段が「必要以上に貿易制限的でないか」である。

(2) 以上は現行協定との関連の議論であるが、次期交渉の中で、本問題との関連において TBT 協定又は SPS 協定を改訂しようとの動きも予想される。その方向を展望してみると、まず、TBT 協定については、5 の(2)で述べたように、同協定第2条第2項の「正当な目的」に該当するかどうか議論になりうるので、EU としては、現協定上「正当な目的」として「消費者の選択権（又は消費者の知る権利）の確保」（あるいは「消費者の関心に応えること」「消費者への情報提供」等）を追加するよう求めることが考えられる。

一方、米国等からは、これへの反対とともに、通報手続きの強化等の議論があり得るであろう。

次に SPS 協定については、5 の(1)で述べたように、遺伝子組換え食品の表示の問題は直接的に関わりはないはずである。しかしな

がら、4 で紹介した米欧高官のステートメントにおいては、TBT 協定との関係よりも、SPS 協定の科学原則（SPS 協定第2条第2項に、加盟国は衛生植物検疫措置を科学的な原則に基づいてとることを規定）との関係が重視されているように見える。そして、EU は SPS 協定が科学だけでなく「消費者の関心」を考慮すべきとし、一方、米国等は同協定が科学原則に固執すべきだとの論争を展開している。ただ、これらは表示の問題というより、主に安全性評価のあり方や栽培・販売にかかる規制措置に関して述べているのではないかと考えられる。

(3) EU の主張は、4 の(2)で見たように、環境保護、動物愛護等に対する消費者の関心の主張と一体となって行われており、今後これらの問題に係る動向を併せて注目していく必要がある⁽¹⁾⁽²⁾。

注(1) 本稿のテーマとは別の議論であるが、生物多様性条約の締約国会議において行われているバイオセイフティー議定書を巡る交渉の中で、遺伝子組換え生物の国境間移動に関し生物多様性の保全を図るために執られる措置（表示制度を含む）が論議されており、これについても WTO/SPS/TBT 協定との関係の問題がある。

(2) 本稿執筆に当たってはできるだけ最近の資料を基としたつもりであるが、動きが急な分野であることから、発表時には情勢が変化している可能性があることをお断りしておきたい。